

相続登記に必要な書類

1. 戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍（市町村役場市民課）
 - ・被相続人（亡くなった方）の、出生から死亡に至る全ての戸籍
 - ・相続人全員（相続しない方も含めて）の戸籍謄本

 2. 住民票謄本（市町村役場市民課）
 - ・相続人全員（相続しない方も含めて）の住民票（本籍続柄は省略しないで下さい）
 - ・被相続人の最後の住所の住民除票

 3. 印鑑証明書（市町村役場市民課）
 - ・相続人全員（相続しない方も含めて）の印鑑証明書

 4. 評価証明書（市町村役場資産税課、東京23区は都税事務所）
 - ・被相続人所有の全物件の評価証明書
 - ・窓口で戸籍を示し、相続人からの請求であることを教えてください。

 5. 登記済権利証
 - ・相続登記申請には使用しませんが、物件確認の参考にお預かりいたします。
- * なお「印鑑証明書」及び「評価証明書」以外の書類は、職権で取得することができます。

〒186-0001 東京都国立市北一丁目5番の17

近藤誠 司法書士事務所

TEL 042-501-2151

FAX 042-577-6121